

兵庫県公報

令和6年12月16日 月曜日 第3号外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

条 例	ページ
○ 議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（議会事務局総務課）……	2

公布された法令のあらまし

◎議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例（条例第45号）

人事委員会の「職員の給与等に関する報告及び勧告」の趣旨などを考慮し、議員の期末手当について、支給割合を改定することとした。

条 例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和6年12月16日

兵庫県知事 齋藤元彦

兵庫県条例第45号

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和35年兵庫県条例第55号）の一部を次のように改正する。

第4条第2項を次のように改める。

2 期末手当の額は、期末手当の基礎額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の172.5
- (2) 3箇月以上6箇月未満 100分の103.5
- (3) 3箇月未満 100分の51.75

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 改正後の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、令和6年6月1日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、改正前の議会の議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。